

危険物新聞

平成4年度 第1回危険物取扱者試験

6月7日と14日 府大で

平成4年度第1回危険物取扱者試験は、6月7日（日）及び14日（日）の2日間、大阪府立大学で次により実施される。

- ▷ 試験日 6月7日（日）乙種4類（午前・午後）
6月14日（日）甲種、4類以外の乙種（午後）、丙種（午前・午後）

▷ 試験場 大阪府立大学（大阪府堺市）

▷ 願書受付日 5月14日（木）、15日（金）
10時～12時・13時～16時30分

▷ 願書受付場所 大阪府職員会館

講習は甲種、乙種4類、丙種について

受験予備講習会は、甲種、乙種4類及び丙種について、大阪、堺、泉大津、茨木会場など10会場で、別掲のとおり行なわれる。

土曜・日曜コースの電話予約始まる

土曜コース（90名）、日曜コース（70名）については、定員が少ない関係上、いつものように電話予約による受付を行なっている。受講希望者は電話（06-531-9717）で予約されたい。満席になり次第締め切ります。

平成4年度 試験と講習の予定

	試験予定	講習予定
第2回	10月上旬（近大）	9月中旬、下旬 甲種、乙種、丙種
	12月上旬（府大）	甲種、乙種4類、丙種
第3回	1月上旬（府大）	11月中旬～12月上旬 甲種、乙種、丙種
	2月上旬（府大）	1月中旬～2月上旬 甲種、乙種、丙種
第4回		甲種、乙種4類、丙種

第459号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集人 松村光惟

大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル

TEL (531) 9717・5910
定価 1部 60円

平成3年度 第4回危険物試験結果

甲種56.8%、乙4 38.1%

消防試験研究センター大阪府支部では2月16日、大阪府立大学で実施した平成3年度第4回危険物取扱者試験の結果を3月16日発表した。

今回の試験結果は次のとおり。

平成3年度 第4回試験結果

	受験者数	合格者数	合格率(%)
甲種	391	222	56.8
乙種1類	66	59	89.4
乙種2類	97	71	73.2
乙種3類	67	42	62.7
乙種4類	3,293	1,256	38.1
乙種5類	86	69	80.2
乙種6類	92	50	54.3
丙種	814	459	56.4

平成3年度保安講習終了

平成4年度は7月頃から

平成3年度危険物取扱者保安講習は、2月19日、堺会場を最後に延63回を終了した。

受講申請者は、10,610名で、内欠席者173名、実受講者10,437名であった。

平成4年度の危険物取扱者保安講習は、石油コンビナート、化学工場、給油取扱所、タンクローリー、及びその他一般の5部門で、府下約52会場で実施する計画が進められており、5月頃、発表の予定。

危険物取扱者免状の返納命令 に関する運用基準（その2）

消防危第119号 平成3年12月19日

消防庁危険物規制課長

第5 違反処理手続

1 違反事案の報告

(1) 市町村長（消防本部及び消防署未設置市町村にあっては、都道府県知事。以下「市町村長等」という。）は、措置の対象となる違反事案が発生したときは、危険物取扱者違反処理報告書（別記様式第1）を作成し、違反時の状況を具体的かつ明確に記載した書類を添付して都道府県知事に報告するとともに、当該違反者に対して違反事項通知書（別記様式第2）を送達するものとする。

なお、違反事項通知書は、違反者に受領書（別記様式第14）に署名押印を求め直接交付するか又は内容証明の取扱いにより郵送するものとする。

(2) (1)の報告を受けた都道府県知事は、違反者の免状が他の都道府県知事の交付に係る免状である場合は、危険物取扱者違反事項報告書（別記様式第3）により免状交付知事に報告する。

なお、この報告に当たっては、当該違反行為に係る危険物取扱者違反処理報告書（別記様式第1）を添付するものとする。

2 違反処理台帳の整備

(1) 免状交付知事は、前記1の報告に基づき当該違反者に係る危険物取扱者違反処理台帳（別記様式第5）を整備する。

(2) 免状交付知事は、前記1の報告を受けた場合において当該違反者に係る違反処理台帳がないときは、免状を交付した他の都道府県知事全てに照会を行い、過去3年以内の違反事案があれば当該違反者に係る違反処理台帳の移管を受け、違反事案がない場合は、新たに違反処理台帳を作成するものとする。

なお、この移管に際しては、当該違反者に係る過去3年以内の違反事実及び情状等を説明する資料を添付するものとする。

3 措置の実施

(1) 免状交付知事は、他の都道府県知事から前記1(2)の報告を受けた場合には、前記2により整備された違反処理台帳を確認のうえ、措置点数が20点以上となるときは、行政措置該当報告書（別記様式第4）により最新の違反地を管轄する都道府県知事に報告するものとする。

(2) (1)の報告を受けた都道府県知事は、免状交付知事でなく当該都道府県知事において措置（免状返納命令又は第6・3の厳重注意をいう。以下同じ。）を行うことを適切とする事情があると認めるときは、(1)の報告を受理した日から15日以内に免状交付知事と協議するものとする。この場合においては、両知事は協議のうえ、いずれの知事が措置するか決定しなければならない。

(3) (2)の期間内に協議がなかったときは、免状交付知事は、第6の手続に従って措置するものとする。協議の結果、いずれの知事が措置するか決定された場合も同様とする。

第6 免状返納命令

1 聴聞

(1) 都道府県知事は、違反者の措置点数が20点に達

Safety & Fire Engineering



防火・防災機器をフルラインアップ。豊富な製品群が多様化するニーズに応えます。

安全は時代の必然。
新しいマルナカ、始動。



株式会社 マルナカ

日本 社 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 〒530
TEL.(06)371-7775(代表) FAX.(06)372-1659
□東京本社 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 〒113
TEL.(03)944-0161(代表) FAX.(03)944-0170

し、免状返納命令を行おうとするときは、聴聞を行うものとする。

- (2) 都道府県知事は、聴聞を行おうとするときは、免状返納命令を行おうとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、開催日の1週間前までに聴聞通知書(別記様式第13)により違反者に通知する。

聴聞通知書は、違反者に受領書(別記様式第14)に署名押印を求め直接交付するか又は内容証明の取扱いにより郵送するものとする。ただし、違反者の住所不明により郵送ができない場合は、公示をもって送達にかかるものとする。

- (3) 聽聞は、違反事実及び情状並びに処分決定上の参考事項について行うものとし、当該違反者又はその代理人は、必要な質問を発し、意見を述べ、自己に有利な事実を主張し、又は証拠書類若しくは証拠物を提出することができるものとする。なお、当該違反者又はその代理人は、都道府県知事の許可を得て2人以内の弁護人等意見陳述人を出席させることができるものとする。

- (4) 都道府県知事は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する参考人又は消防事務に従事する職員を聴聞に出席させることができるものとする。

- (5) 都道府県知事は、当該違反者又はその代理人が正当な理由なく聴聞の期日に出頭しないときは、聴聞を開始し、終結することができるものとする。また、公示した日から30日を経過してもその者の所在が判明しないときは、聴聞を行ったものとして取り扱うことができるものとする。

- (6) 都道府県知事は、当該違反者又はその代理人が正当な理由により出席が困難である場合には、聴聞に代えて弁明書の提出を求めることができるものとする。

2 免状返納命令手続

- (1) 都道府県知事は、聴聞の結果免状返納命令の決定

をしたときは、速やかに当該違反者に免状返納命令通知書(別記様式第8)により処分内容その他必要事項を通知する。

- (2) 免状返納命令は当該違反者に対して免状返納命令書(別記様式第9)を交付することにより行う。免状返納命令書の交付については、前記第6・1(2)の規定を準用する。

- (3) 都道府県知事は、免状返納命令書の交付に際して当該違反者の人定確認、違反事実、処分内容及び教示を行い、免状を返納させるものとする。

- (4) 免状返納命令を発した都道府県知事は、消防庁長官及び他の全ての都道府県知事に対し、別記様式第10及び第11により、その旨を通報するものとする。

- (5) (4)の通知を受けた都道府県知事は、当該免状返納命令が管下市町村長からの違反処理報告に基づく事案であるときは、当該市町村長に対して、別記様式第12により通知するものとする。

- (6) 都道府県知事は返納命令簿を備えるものとし、返納命令簿は(4)の通知を編綴して作成する。

3 その他

都道府県知事は、聴聞の結果情状酌量の余地があると判断した場合には、免状返納を命じないことができるものとする。この場合、原則として措置点数は減点せず、当該違反者に対して厳重注意書(別記様式第6)を交付するものとし、再度違反があった場合については免状返納命令を発することができるものとする。

また、厳重注意書を交付した都道府県知事は、免状交付知事又は違反地を管轄する都道府県知事に対し、別記様式第7による通知するものとする。違反処理市町村長に対する通知については、前記第6・2(5)の規定を準用する。

なお、厳重注意書の交付については、前記第6・1(2)の規定を準用する。

以上



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャーフィルター
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備
自動火災報知設備
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただけ
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検
株式会社 三和高会

本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号
〒550 電話(06)443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号
〒547 電話(06)707-3341



作業マニュアルの見直し 製造所等事故防止・消防庁示達

昨年12月22日、泉佐野市の油脂工場で連続抽出機を点検修理中爆発火災が発生、8名もの尊い生命が奪われた。

自治省消防庁では、この事故を重視し、点検、修理等の作業中の事故の再発防止のため、危険物施設を有する事業所に対し、社内保安基準や作業標準等の作業マニュアルの見直しと、その遵守を励行し、かかる事故再発防止を関係機関を通じ強く指導している。

その矢先に、1月22日、またまた兵庫県で危険物製造所の爆発事故が発生し、作業員3名が負傷するとともに、周辺住居等にも被害が及んだ。

大阪市消防局 説明会開催 作業基準の点検・整備を

大阪市消防局では、2月24日 大阪市内危険物施設のうち、特に危険性が高いとみられる化学工場等150社の関係者を招き、作業マニュアルの総点検についての説明会を開催し、その点検、整備を推進することになった。

説明会は、まず泉佐野市と兵庫県播磨町の爆発火災概要と、緊急の措置マニュアルの制定、教育の重要性について、統いてマニュアルの見直しについての説明があった。

なお、大阪市内の化学工場等については、作業マニュアルについての見直した結果を、6月30日までに各消防署へ報告するよう指導された。

危険物製造所、一般取扱所等の作業マニュアル作成ポイントの要点は次表のとおりである。

作業マニュアル

作業形態	作業標準等	見直しのポイント	対処
正常(定常)時	・定常作業マニュアル (運転マニュアル)	・現在の作業と相違していないか。	①マニュアルの改正 ②設備の変更 ③作業方法の変更
異常(非常) 発生が予想され、 発生頻度が高いも の	・重合物による配管内閉塞時マ ニュアル ・パッキンの劣化時のマニュアル ・攪拌機等の故障時の措置マニ ュアル ・異常反応の措置マニュアル ・停電時のマニュアル ・漏洩時のマニュアル	・マニュアルは、異常事態の收拾に最適なものか。 ・マニュアルは、具体的に理解しやすい か。 ・シャットダウンやプローダウンの時期 や権限者が明示されているか。	①マニュアルの制 定、改正 ②設備の変更 ③シャットダウン等 の現場への権限移譲 ④教育、訓練の徹底
時 発生が予想される が、発生頻度が低 いもの	・機器故障時の措置マニュアル ・異常反応の措置マニュアル ・漏洩時の措置マニュアル	同上	同上
点検、修理等が必要な時	・槽内作業マニュアル ・非定常作業マニュアル ・工事、修理等のマニュアル	各記載例(省略)	①マニュアルの制 定、改正 ②設備の変更

(留意事項)

1. 作業マニュアルは、1年に1回以上見直すのが望しいこと
2. 作業マニュアルは、作業者が変わったとき、作業方法が変わったとき、非常定作業実施の前等の場合には、必ず作業者に教育を行い、周知徹底を行うこと
3. 作業マニュアルは、必要に応じて協力会社の作業員についても周知しておくこと

危険物施設の

許可申請書類の記載要領

(第1回)

大阪市消防局
危険物研究分科会

はじめに

危険物関係法令の大幅な改正に伴い、申請書の様式も変更されました。そこで、大阪市消防局では危険物研究分科会(座長:旭消防署河原克巳)を設けて、記載要領を検討してきました。事務処理の能率化の一助となれば幸いかと思います、ここにその一部を紹介します。

1 設置(変更)許可申請書類作成上の留意事項

- (1) 申請書類の記入は、洩れなく、明瞭、かつ、簡潔に記入すること。
- (2) 危険物の規制に関する政令(以下「危政令」という。)第3章に定める「製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という。)の位置、構造及び設備の技術上の基準」に関する事項(保安距離、保有空地、建築材料、消防用設備等、タンクその他の危険物設備の構造等)については、審査の主要部分であるので、基準に適合していることがわかるように記載すること。
- (3) 添付図書が多い場合は、索引番号を付し、図書目録をつけるなど見易いようにするほか、大型の図面はB5版に折って編冊し、それぞれ右肩等に図面内容を表示(例えは○○配置図)すること。
- (4) 図書の添付順序は、概ね次の順序とすること。
 - ア 危険物設置許可申請書又は危険物変更許可申請書
 - イ 構造設備明細書(付属タンク構造設備明細書)
 - ウ (委任状)

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、
ヤマトプロテック株式会社として、
大きくはばたいています。
今後ともよろしくお願ひいたします。

ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151㈹
本 社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701㈹

- | | |
|-----|--|
| エ | (図書目録) |
| オ | (危険物の性状を示す書類) |
| カ | 付近見取図
(保安距離図) |
| ク | 敷地内配置図
(保有空地図) |
| ケ | (建築関係図書) |
| コ | (設備機器一覧表、同配置図) |
| サ | (フローシート、配管図) |
| シ | (付属タンク関係図書) |
| セ | (設備機器構造図) |
| ソ | (電気設備及び避雷設備関係図書) |
| タ | (消防用設備、警報設備及び避難設備等関係図書) |
| チ | その他(緊急時対策に係る機械器具) |
| ※ | ()内のものは、必要な場合に限って添付すること。 |
| (5) | 構造設備明細書及び添付図面に記載する設備機器等は、同一の名称に統一すること。 |
| (6) | 変更許可申請の場合は、変更内容を明確にするため添付図書に色分け、又は添え書き等をすること。 |
| (7) | 製造所等で、位置及び構造について危政令第23条の適用を受けている場合は、その内容を記載しておくこと。 |
| (8) | 申請書類の文字を削除するときは、横線2本で消し、文字を加えるときは、当該箇所に文字を書き加え、その部分に申請者の印(委任状のある場合は、委任を受けた者の印)を捺印すること。 |

2 設置(変更)許可申請書の記載要領及び記載例

- (1) 設置許可申請書(危険物の規制に関する規則(以下「危規則」という。)様式第2)の記載要領は次によること。なお、申請書の所定の欄に記載できない場合は、当該欄には「別紙〇のとおり」と記載し、別紙を添付し当該内容を記載すること。



■ 営業品目 ■ ビル防災設備/プラント防災設備/避難・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器
名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島・大阪工場

ア「標題」の申請種別は、申請に係る製造所等の別を残し、不要の製造所等の別を横線で抹消すること。

イ「年月日」は、消防署へ申請書を提出する年月日を記載すること。

ウ「申請先」は、大阪市長〇〇〇〇殿と記載すること。

エ「申請者」は、設置者と同一とし、住所、氏名を記載すること。法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者職氏名を記載し、社印及び代表者印を捺印すること。ただし、やむを得ず申請者が設置者と異なる場合は、次に定める者とすること。

(フ) 設置者と同一の法人に属し、設置者の代理権を有する者。

(イ) 前(フ)以外の者で、危険物施設の部分的な変更権限を有する者。(当該変更権限を有する部分に限る。)とし、申請者が危険物施設の部分的な変更権限を有する旨を証する書類を、申請書に添付すること。ただし、2回目以降にあっては、その写しでよいものとする。

なお、申請者が、工事施工業者等の第三者に申請手続きの委任を行なう場合は、委任事項を具体的に記入した委任状を申請書に添付すること。

(次号へつづく)



HATSUTA

○○ 株式会社 初田製作所
大阪本社/〒573 大阪府枚方市梅堤町3-5 TEL (072)56-1281
東京本社/〒105 東京都港区芝大門2丁目5-7 TEL (03)3434-4841

原点はロスフリベンジョンです。
（株）初田

私たちにはひたむきな安全への歩を、
先端技術とふれあいの心で追求します。

頑固な夢そこにある。

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた
MADONNAの消火器
火災御見舞金(最高20万円まで)つき

森田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 TEL(06)751-1351㈹
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川

第12回論文募集 (締切 平成4年5月8日まで)

「危険物の安全管理について」

第12回表記懸賞論文を下記のとおり募集しますのでご応募下さい。

1. 応募資格 府下事業所に勤務する者
2. 募集部門 第1部 (製造、取扱い部門) 化学工場等の危険物製造、取扱い部門における防災管理、企業内共同研究、事故体験記録等について
第2部 (貯蔵、流通、販売部門) 油槽所、営業危険物倉庫の大量貯蔵部門、タンクローリー等輸送部門、又はガソリンスタンド等の販売部門における安全管理、事故防止対策、事故体験記録等について
第3部 (その他) 一般事業所等における危険物の安全管理、事故体験記録等について
※各部とも400字詰原稿用紙(横書き) 10~15枚程度
3. 送り先 〒550 大阪市西区新町1-5-7 四つ橋ビル 大阪府危険物安全協会 論文係宛
4. 切 平成4年5月8日
5. 発 表 平成4年6月10日
6. 表 彰 優秀賞 1編 (賞状と副賞10万円)
各部門の優良作品の中より選出し、該当者は部門優良賞の副賞と重複はない。
優良賞 各部門ごと1編 (賞状と副賞3万円)
佳作 各部門ごと若干 (賞状と副賞2万円)
なお、優秀賞、優良賞に該当作品が無い場合は、各部門の優良賞、佳作入選を増やすことがあります。(その他応募者には記念品を贈呈いたします。)
7. その他の 入賞作品の版権は本会に帰属し、作品は返却しません。

危険物 いつも本番 待ったなし

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遮隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)



株式会社技研

〒550 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

危険物取扱者予備講習ご案内

平成4年度第1回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験予備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	5月20日(水)、5月25日(月) 5月26日(火)	9時30分～16時	大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ5分)
乙種第4類	1期 5月14日(木)、5月20日(水)	9時30分～16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
	2期 5月21日(木)、5月22日(金)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	3期 5月26日(火)、5月27日(水)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	4期 5月15日(金)、5月20日(水)	10時～16時30分	堺市民会館 (高野線堺東駅ヨリ8分)
	5期 5月27日(水)、5月28日(木)	10時～16時30分	泉大津市民会館 (南海本線泉大津駅ヨリ約10分)
	6期 5月12日(火)、5月13日(水)	9時30分～16時	茨木市商工會議所 (茨木駅ヨリ約13分)
	土曜コース 5月9日(土)、5月16日(土) 5月23日(土)	10時～16時30分	大阪科学技術センター
	日曜コース 5月17日(日)、5月24日(日) 5月31日(日)	10時～16時30分	大阪科学技術センター
※丙種	6月2日(火)	9時30分～19時	大阪府商工会館

※丙種講習会については、講習終了後、17時～19時もぎテスト及びもぎテスト解答・解説を行ないます。

2. 受付期間と場所

受付場所	日時
四ツ橋ビル8階(地下鉄・四ツ橋駅北2号出口) 側大阪府危険物安全協会	4月30日(木)午前10:00～午後4:00 5月1日(金)
豊中市消防本部内(阪急宝塚線・豊中駅より) 南へ5分	5月6日(水)午前10:00～11:30
茨木市消防本部内	5月6日(水)午後2:00～4:00
岸和田市消防本部内	5月7日(木)午前10:00～11:30
泉大津市消防本部内(南海本線・泉大津駅より) 北へ8分	5月7日(木)午後2:00～4:00
堺市高石市消防本部内(南海・湊駅北へ6分)	5月8日(金)午後2:00～4:00
東大阪市西消防署内(近鉄・小坂駅北へ6分)	5月11日(月)午前10:00～11:30
(地下鉄・守口駅前)	5月11日(月)午後2:00～4:00

3. 土曜コース・日曜コースの申込方法

土曜(定員90名)コース、日曜(定員70名)コースは、電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 受講会費 会費には、各テキスト代を含みます。テキストは平成4年度改訂新版を使用します。

種別	会員	会員外
甲種	14,000円	17,000円
乙種(4類)	10,000円	12,000円
乙種(土曜・日曜)コース	14,000円	17,000円
丙種(もぎテスト研修を含む)	5,000円	6,000円